

丹生俣地区防災計画

～丹生俣地区土砂災害避難計画～

丹生俣地区（三重県津市美杉町）

丹生俣地区の状況

人口	世帯数	65歳以上の割合
174人	82世帯	61.4%

(平成28年2月1日現在)

中俣集会所



天理教国司分教会



丹生俣多目的集会所



凡例

- 土砂災害警戒区域(急傾斜地)
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)
- 土砂災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 人 指定避難所

丹生俣地区防災計画作成のこれまでの取組

●事前協議 H27. 7. 15

- ・丹生俣地区防災計画作成モデル事業(以下「モデル事業」という。)を進めるに当たって、三重大学大学院工学研究科の川口准教授、丹生俣地区の区長、内閣府(防災担当)、津市でモデル事業の概要、スケジュール等について協議

●事前協議 H27. 8. 10

- ・三重大学大学院工学研究科の川口准教授、主要メンバー(丹生俣地区の区長、各自治会長、消防分団長、美杉分署、津市)で事業の進め方等について協議
→アンケートを実施することが決定

●第1回ワークショップ H27. 9. 18

三重大学大学院工学研究科の川口准教授、主要メンバーで以下の内容について、意見交換を実施

- ・アンケート結果の検証
- ・丹生俣地区の問題点・課題等について

【主要メンバー】

区長
木地屋自治会長
宮垣内自治会長
中俣自治会長
西俣自治会長
下組自治会長
美杉方面団第6分団長
美杉分署長
津市



丹生俣地区防災計画作成のこれまでの取組

●第2回ワークショップ(全体会議) H27. 10. 20

丹生俣地区の全住民に声かけを行い、以下の内容でワークショップを実施

- ・「平成27年台風第11号、15号、18号の対応と丹生俣地区の避難所等の現状と課題」と題して、美杉総合支所から講演
- ・「丹生俣地区防災力アンケート結果と丹生俣地区における取るべき対応」と題して、川口准教授より講演
- ・意見交換会

●第3回ワークショップ H27. 12. 18

主要メンバーで以下の内容について、意見交換を実施

- ・地区の問題点・課題及び考えられる対応策等について、検討

●第4回ワークショップ H28. 1. 27

主要メンバーで以下の内容について、意見交換を実施

- ・丹生俣地区土砂災害避難計画(案)について
- ・地区防災計画フォーラムへの参加について



丹生俣地区防災計画作成のこれまでの取組

●第5回ワークショップ(全体会議) H28. 2. 12

丹生俣地区の全住民に声かけを行い、以下の内容でワークショップを実施

- 丹生俣地区 土砂災害避難計画(案)について
- 丹生俣地区の土砂災害における取るべき対応について
三重大学 川口准教授からのアドバイス
- 各自治会における避難行動と連絡体制について
自治会単位で検討、検討結果の発表



●今後の予定

- 平成28年3月以降、丹生俣地区で作成した「丹生俣地区土砂災害避難計画(案)」について、実際に避難訓練を実施し、避難ルールに基づく連絡体制、避難場所等についての検証を行う。

丹生俣地区防災力アンケート調査

アンケート調査概要

- 実施時期 : 平成27年8月中旬～8月末
- アンケート対象 : 丹生俣地区世帯(実世帯数77世帯)
- 回収率 : 98.7%(回答世帯数76世帯)
- 回収方法 : 消防職員による聞き取り調査(訪問配布、回収)

アンケート調査結果

調査項目	調査結果
家族構成及び年齢	・65歳以上の高齢者がおよそ60%を占める
自宅での備えについて	・土砂災害に対して危険な就寝位置で寝ている ・家具の転倒防止対策率が低い
災害用備蓄品について	・非常持ち出し品準備はおよそ半数が準備している ・食糧・飲料備蓄は7日程度準備している世帯が半数ある
避難について	・8割が避難先は避難所と認識しており、歩いて避難するとしている ・避難勧告発令時に避難することは半数が不安と認識している
避難行動要支援者対策について	・潜在的要援護者は多く、具体的な支援が必要であると考えている ・避難行動要支援者名簿に対する意識が低い
災害に関する知識について	・危険箇所をハザードマップ等で確認、認識している ・情報入手手段は防災行政無線とエリアメールを利用している
地域・取組への参加状況について	・防災の勉強経験は半数だが、参加意識は高い

丹生俣地区土砂災害避難計画

丹生俣地区の目標

「被災ゼロ 事前の準備が身を守る」

避難する際の基本的な考え方



- 土砂災害警戒区域にかからない場所へ避難するのが大原則
- 危機意識を持って**早めの避難**を心がけるとともに、予め避難先を決めておきましょう。
- お年寄りや体の不自由な方などを地域で助けあい、それぞれができる**ベストを尽く**しましょう。
- 土砂災害の危険が迫っている時、津市から注意喚起や避難勧告等の情報が発令された際には、**速やかに避難**しましょう。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

丹生俣地区の避難先と避難時のルール

①台風接近前の避難

- ・親類や友人宅等の安全な場所(土砂災害警戒区域にかからない場所)へ早期に避難
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、福祉施設を活用するなどし、特に早期に避難

②台風接近直前の避難

- ・時間に余裕がある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定避難所へ避難しましょう。
- ・丹生俣多目的集会所については、土砂災害警戒区域にかかることから大雨警報(土砂)発表時には、避難所として開設しないが、地域の拠点となる施設であることから、安全な避難先へ避難する前の中継所として活用します。

③避難勧告等発令時

- ・土砂災害警戒区域外の指定避難所へ避難することが困難な場合は、中俣集会所や天理教国司分教会へ避難

④八手俣川増水時

- ・浸水のおそれのないより高いところにある空家へ

避難時の ルール

- ・避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告します。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難します。
- ・自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認します。
- ・避難支援する際には、要支援者に対して、複数の支援者で対応するように予め決めておきます。

避難勧告等の情報の入手方法等

同報系防災行政無線

屋外に設置された拡声器からサイレンと音声を用い避難勧告等の情報を知らせます。

同報系防災行政無線による避難勧告等の伝達パターン

サイレンパターン	吹鳴:5秒 休止:6秒 吹鳴:5秒	吹鳴:3秒 休止:2秒 吹鳴:3秒 休止:2秒 吹鳴:3秒
内容	避難勧告 (サイレン音+音声放送)	避難指示 (サイレン音+音声放送)
音声放送内容 (参考)	土砂災害が発生する危険性が高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に避難勧告を発令しました。	近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状態であるため、〇時〇分に〇〇地区に避難指示を発令しました。



電話応答システム

放送が聞き取れなかった場合、音声ガイダンスで確認する事が出来ます。

利用方法：電話応答システム用電話 **221-5424**番に電話をかけ、音声ガイダンスに従い、地域番号をプッシュすると聞く事が出来ます（何時の放送なのかもわかります）。

地域番号：美杉地域「10」

津市防災情報メール

携帯電話で、避難勧告などの災害情報等の緊急メールの受信ができます。ご利用いただくには、事前登録が必要です。

※携帯電話から専用サイト（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/k/>）へ接続し、メールの設定を行う必要があります。

※QRコードを読み込んで登録することもできます。



FAX配信サービス

防災行政無線で放送した災害などの緊急情報をファックスで配信します。

「津市防災行政無線ファックス送信依頼書」に必要事項を記入いただき、市へ提出の後登録させていただきます。

避難勧告等の情報の入手方法等

エリアメール（緊急速報メール）

携帯電話向けサービスを用い津市内にいる人全員に災害・避難情報などをお知らせします。

※携帯会社によっては呼び方は異なります。なお特別な登録は不要です。

CATV（L字テロップ）

ケーブルテレビ 123チャンネル（津市行政情報チャンネル）において、緊急情報をテロップで伝えます。



広報車

広報車を利用して緊急情報をお知らせします。

津市HP

津市HP (<http://www2.bosai.city.tsu.mie.jp/bousai/>) に緊急情報を搭載して、お知らせします。

津市公式アプリケーション「津うなび」

市ホームページと連動した緊急情報を配信しています。避難所や津波避難ビルなどの「防災マップ」も閲覧できます。



丹生俣地区 土砂災害避難計画

丹生俣地区の目標	人口	世帯数	65歳以上の割合
「被災ゼロ 事前の準備が身を守る」	174人	82世帯	61.4%

(平成28年2月1日現在)

避難する際の基本的な考え方

- ・土砂災害警戒区域にかからない場所へ避難するのが大原則になります。
- ・危機意識を持って早めの避難を心がけるとともに、予め避難先を決めておきましょう。
- ・お年寄りや体の不自由な方などを地域で助けあい、それぞれができるベストを尽くしましょう。
- ・土砂災害の危険が迫っている時、津市から注意喚起や避難勧告等の情報が発令された際には、速やかに避難しましょう。

丹生俣地区の避難先

- ・台風接近時など大雨が予見できる時などは、親類や友人宅等の安全な場所(土砂災害警戒区域にかからない場所)へ早期に避難しましょう。
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、福祉施設を活用するなどし、特に早期に避難しましょう。
- ・時間に余裕がある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定避難所へ避難しましょう。(例:八幡高齢者生活福祉センターなど)
- ・丹生俣多目的集会所については、土砂災害警戒区域にかかることから大雨警報(土砂)発表時には、避難所として開設しないが、地域の拠点となる施設であることから、安全な避難先へ避難する前の中継所として活用します。
- ・土砂災害警戒区域外の指定避難所へ避難することが困難な場合は、中俣集会所や天理教国司分教会へ避難します。
- ・八手俣川が増水し中俣集会所や天理教国司分教会が浸水する危険が高まった際には、より高いところにある空家を活用します。
- ・自宅が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域にかかっていない場合は、自宅に留まることも一つの避難行動となります。

台風接近前の避難

- ・親類や友人宅へ
- ・福祉施設の活用も検討

台風接近直前の避難

- ・市の指定避難所へ
- ・丹生俣多目的集会所も中継所として活用
(避難勧告等発令時は使用できません)

避難勧告等発令時

- ・中俣集会所や天理教国司分教会へ

八手俣川増水時

- ・浸水のおそれのないより高いところにある空家へ

避難時のルール

- ・避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告します。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難します。
- ・自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認します。
- ・避難支援する際には、要支援者に対して、複数の支援者で対応するように予め決めておきます。

避難勧告等の情報の入手方法

- ・同報系防災行政無線
- ・電話応答システム
- ・津市防災情報メール
- ・ファクス配信
- ・エリアメール
- ・CATV
- ・広報車
- ・津市HP



同報系防災行政無線による避難勧告等の伝達パターン

サイレンパターン	吹鳴:5秒 休止:6秒 吹鳴:5秒 ↔ ↔ ↔	吹鳴:3秒 休止:2秒 吹鳴:3秒 休止:2秒 吹鳴:3秒 ↔ ↔ ↔ ↔ ↔
内容	避難勧告 (サイレン音+音声放送)	避難指示 (サイレン音+音声放送)
音声放送内容 (参考)	土砂災害が発生する危険性が高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に避難勧告を発令しました。	近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状態であるため、〇時〇分に〇〇地区に避難指示を発令しました。

<http://www2.bosai.city.tsu.mie.jp/bousai/>

丹生俣地区 土砂災害避難計画(地図)

